

マイナ免許証を交付された方へ

マイナ免許証をお持ちの方は、マイナポータルとの連携で以下のサービスが受けられるようになります。

※各サービスを受けるにはマイナポータル連携後、マイナポータルで別途操作が必要です。

対象者	免許情報の確認	オンライン講習 (優良講習または一般講習に限る)	本籍のオンライン変更	住所変更ワンストップサービス等	免許更新時期接近のお知らせ受信
マイナ免許証のみ	○	○	○	○	○
免許証との2枚持ち	○	○			○

◎ マイナポータル連携は、**警察施設で行う手続と、お持ちのスマートフォン等で行う手続の両方が必要**です。

◎ マイナナンバーカードの更新について

令和7年9月1日から、マイナナンバーカード発行工場で新たなマイナナンバーカードに自動的に免許情報を記録し、マイナ免許証となった状態で新たなマイナナンバーカードが交付される仕組みになりますが、この仕組みを利用するには

● **あらかじめ警察に署名用電子証明書を提出している**

● **マイナナンバーカードの交付申請をオンラインで行う**

● **更新後のマイナナンバーカードに署名用電子証明書の発行を希望する**

必要があるため、

可能な限り、署名用電子証明書を提出してお帰りください。本日、暗証番号が分からない等の理由で提出できなかった場合は、後日、各窓口の取扱時間内に署名用電子証明書の提出にお越しください。

■ 交通安全教育センター 【平日】午前8時30分～午前11時30分、午後1時～午後4時

【日曜】午前8時～午前11時30分、午後1時～午後4時

■ 鹿児島県内の警察署、幹部派出所

【平日のみ】午前8時30分～午前11時30分 午後1時～午後4時

マイナポータルとの連携方法

- 警察（交通安全教育センター、免許試験場、鹿児島県内の警察署及び幹部派出所）で署名用電子証明書を提出**
警察署等に設置された機器を利用して、署名用電子証明書用の暗証番号（市区町村で設定した6～16桁の英数字）を入力し、署名用電子証明書を提出する。
- マイナポータルにアクセスし、マイナポータルとマイナ免許証を連携する**
※警察署等で署名用電子証明書を提出後、1時間以上経過してから実施してください。
 - お持ちのスマートフォンやパソコンのアプリストアからマイナアプリをインストールする。
 - 画面の説明に従い、利用者証明用暗証番号の入力（市区町村で設定した4桁の数字）、マイナナンバーカードの読取、券面事項入力補助用の暗証番号入力（市区町村で設定した4桁の数字）、署名用電子証明書のパスワード入力等の操作を行う。

連携方法の詳細及び各サービスの利用方法は、右の二次元コードから警察庁のホームページにアクセスし、ホームページ中央付近のPDFファイル「**マイナポータルによる運転免許関連サービスの利用マニュアル**」をご確認ください。



(警察庁HP)

住所変更ワンストップサービス等

注意点

- ① 同意の有効期間は10年です。サービスの継続を希望される方は、同意の有効期間が満了する前に、再度、利用開始手続を行ってください。
- ② 署名用電子証明書の有効期間が満了する前に、署名用電子証明書を更新してください。
- ③ 市区町村で住所等の変更の届出をした際は、新たな署名用電子証明書の発行手続をしてください。
- ④ 住所等のうち、同意しなかった項目については、引き続き、免許センター等への届出が必要です。

本籍のオンライン変更

注意点

マイナポータルとの連携手続を行った後

- ① 券面事項入力補助用暗証番号の入力…暗証番号（市区町村で設定した4桁の数字）入力
- ② 署名用電子証明書の提出…暗証番号（市区町村で設定した6～16桁の英数字）入力が必要です。

住所変更ワンストップサービス等とは異なり、本籍の変更がある都度、市区町村での変更手続を行った後に、①（初回のみ）・②を行う必要があります。

マイナ免許証に関する問合せ先

マイナナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178（7番：マイナ免許証）

交通安全教育センター 099-266-0111

裏面へ

マイナ免許証の注意点・よくある質問

① マイナ免許証のメリットを十分に生かすには、署名用電子証明書の提出が必要です



マイナポータルとの連携に必要であり、最初に警察施設で手続きが必要です。

③ 「マイナアプリ」、「マイナ免許証読み取りアプリ」とは？



マイナアプリは、マイナ免許証との連携を行い、マイナ免許証のメリットを受けるために必要です。

マイナ免許証読み取りアプリは、マイナ免許証の番号、有効期間の末日など、運転免許に関する情報を確認することができます。

各アプリは、お持ちのスマートフォンやパソコンのアプリストアからインストールしてください。

② 2枚持ちの場合は、今後の免許関係手続を行う際に必ず2枚とも持参してください。



片方の持参を忘れた場合は手続をお断りすることがあります。

④ マイナナンバーカードと運転免許証を一体化したが、マイナナンバーカードの顔写真が新しくなっていない。



マイナナンバーカードと運転免許証を一体化してもカード自体の外観は変わりません。

警察で撮影（又は持参）した顔写真は、マイナナンバーカードのICチップに記録されます。また、マイナポータル（カラー写真）又はマイナ免許証読み取りアプリ（モノクロ写真）で顔写真を含む免許情報を確認できます。

⑤ 次の免許更新は、全てオンラインで完結するか？



いいえ。ご自宅等でオンライン講習（優良講習または一般講習）を受けた場合でも、他の手続（手数料支払い、適性検査等）は警察施設で行うため、これまでどおり来訪していただきます。

⑥ 今までの免許証に戻したい。（免許証の持ち方を変更したい）



次の免許更新まで待たずとも、任意のタイミングで持ち方を変更できます。持ち方の変更は、警察で「保有状況変更手続」を行ってください。なお、最大2,550円の手数料が発生します。

⑦ 警察官に免許証の提示を求められた場合の対応は？



マイナ免許証を提示のうえ、免許情報を読み取る措置を受けてください。（2枚持ちの方は、どちらか片方の提示で足りります。）

⑧ マイナ免許証を携帯せず、マイポータル連携済みのスマートフォンのみを携行して運転できるか？



運転してはいけません。自動車等を運転する場合、必ずマイナ免許証か従来の運転免許証を携帯してください。

⑨ マイナ免許証のみの者が、マイナ免許証を紛失した場合は？



再びマイナ免許証を希望する場合は市役所等で再発行したマイナナンバーカードを持参のうえ、警察で免許情報記録の手続（手数料1,500円）を行ってください。

マイナ免許証が不要な場合は警察で従来の運転免許証の再交付手続（手数料2,550円）を行ってください。

⑩ 2枚持ちの者がマイナ免許証を紛失した場合は？



再びマイナ免許証を希望する場合は市役所等で再発行したマイナナンバーカードを持参のうえ、警察で免許情報記録の手続（手数料1,500円）を行ってください。

マイナ免許証が不要な場合は、もう片方の運転免許証で運転できますが、持ち方変更（2枚⇒従来の免許証のみ）が発生するため、警察に「免許保有状況変更申出書（紛失時）」の提出をお願いします。